

## 秩父市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秩父市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務における、同条第3項に規定する常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 完成又は完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

### (兼務を認める工事)

第3条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する工事（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）
- (2) 工事現場が秩父市内もしくは秩父県土整備事務所管内であるもの
- (3) 1件あたりの当初請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事においては、8,000万円未満）の工事

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注する工事等（ただし、発注者の承諾が得られない場合に限る。）
- (2) 「秩父市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（令和2年4月1日制定）」により、主任技術者の兼務が認められた工事

3 前2項に掲げる工事について、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

### (兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていかなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること

- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされていること  
(兼務の手続き)

第5条 受注者は、市が発注する工事同士で現場代理人の兼務を希望する場合には、当該各工事発注課に、「現場代理人兼務申請書」(様式一1)を提出しなければならない。

- 2 受注者は、国又は地方公共団体が発注する他工事と現場代理人の兼務を希望する場合には、「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」(様式一1-1)により、国又は地方公共団体の承諾を得た上で、当該回答書及び「現場代理人兼務申請書」(様式一1)を工事発注課に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前2項の規定により申請があった場合は、対象工事の施工内容等を総合的に勘案し承認を行うか判断するとともに、その結果について、承認する場合には「現場代理人兼務承認書」(様式一2)、承認しない場合には「現場代理人兼務申請結果通知書」(様式一3)により受注者へ通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の申請内容に虚偽がある場合、又は連絡体制に支障があると認められる場合は、兼務を取消しするものとする。

(現場代理人の変更)

第6条 現場代理人を兼務している工事について、施工期間中は現場代理人の変更是認めない。ただし、やむを得ない事情等により、発注者が変更を認めたときは、この限りではない。

(兼務の解除)

第7条 受注者は、現場代理人を兼務している工事を解除するときは、「現場代理人兼務解除届」(様式一4)によりその旨を発注者へ通知しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
(秩父市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する基準の廃止)
- 2 秩父市建設工事に係る現場代理人の兼務に関する基準(平成22年4月1日制定。)は廃止する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、すべての工事に適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。